

公立大学法人宮城大学教育研究審議会運営規程

平成21年4月1日

規程第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人宮城大学定款及び公立大学法人宮城大学基本規則（平成21年宮城大学規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、公立大学法人宮城大学教育研究審議会（以下「教育研究審議会」という。）の運営等に関し、規則第18条第7項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催)

第2条 教育研究審議会は、定例の会議を毎月1回開催するものとする。ただし、必要がある場合には、臨時の会議を開催することができる。

(招集)

第3条 学長は、教育研究審議会を招集しようとするときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び審議事項を委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(職務代行)

第4条 議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(委員以外の者の出席)

第5条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(議事録)

第6条 議長は、議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第7条 教育研究審議会の庶務は、事務局学務課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、教育研究審議会の運営等に関し必要な事項は、議長が教育研究審議会に諮って定める。

附 則 (H21.4.1 第1回理事会)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

規 則 (H24.3.28 第53回理事会)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (H26.3.26 第81回理事会)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (H28.3.23 第107回理事会)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

第 1 編組織運営 教育研究審議会規程

附 則 (H30.3.28 第 135 回理事会)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。